

令和8年第1回市議会(定例会)

議 会 議 案

自 議案第 40 号

至 議案第 43 号

(追加第2回)

令和8年3月24日

加 古 川 市

目 次

議案第 4 0 号	人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めること	3
議案第 4 1 号	人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めること	6
議案第 4 2 号	人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めること	8
議案第 4 3 号	人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めること	10

人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めること

人権擁護委員候補者に次の者を推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和8年3月24日提出

兵庫県加古川市長 岡田 康 裕

記

住 所 [REDACTED]
氏 名 稲 岡 昇 太
生年月日 [REDACTED]

◎参 考

人 権 擁 護 委 員 法 抜 粋

(委員の推薦及び委嘱)

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 …………… (省 略)

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4 …………… (省 略)

}

8 …………… (省 略)

(委員の任期)

第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。

人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めること

人権擁護委員候補者に次の者を推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和8年3月24日提出

兵庫県加古川市長 岡田 康 裕

記

住 所 [REDACTED]
氏 名 兼 子 圓 昌
生年月日 [REDACTED]

人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めること

人権擁護委員候補者に次の者を推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和8年3月24日提出

兵庫県加古川市長 岡田 康 裕

記

住 所 [REDACTED]
[REDACTED]
氏 名 杉 原 良 香
生年月日 [REDACTED]

人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めること

人権擁護委員候補者に次の者を推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和8年3月24日提出

兵庫県加古川市長 岡田 康 裕

記

住 所 [REDACTED]
氏 名 鍋 野 和 己
生年月日 [REDACTED]